

# 序

## 序 章

# 都市計画マスタープランとは

### 1. 都市計画マスタープランとは



# 序章 都市計画マスタープランとは

## 1 都市計画マスタープランとは

### (1) 策定の背景と目的

都市計画は、土地利用や建物の用途などを規制・誘導することで、快適で暮らしやすい都市を形成するための「まちづくりのルール」を定めたものです。また、日常生活や地域経済に必要な道路、公園、下水道など、基盤づくりの多くは都市計画によって進められます。これらの市町村の都市計画に関する基本的な方針を示したものが「都市計画マスタープラン」であり、平成4(1992)年の都市計画法の改正により制度が創設されました。

那須塩原市都市計画マスタープランは、平成21(2009)年3月の策定からおおむね20年が経過しましたが、人口減少及び少子高齢化の進行、大規模災害への対応の強化、地球温暖化対策への取組など、本市を取り巻く状況はより厳しいものとなっています。

また、上位計画である本市が定める「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」及び栃木県が定める「那須塩原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」、その他の本市が定める個別の都市計画や関連計画についても見直し・改定が進められており、整合や調整を図る必要があります。

このように都市を取り巻く状況の変化に対応し、上位関連計画との整合を図りながら持続可能な都市づくりを進めていくために、那須塩原市の都市計画に関する基本的な方針として「那須塩原市都市計画マスタープラン」の改定を行います。

なお、那須塩原市都市計画マスタープランは、現行計画と同様に市全域を対象とします。

### (2) 役割

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるものであり、次のような役割があります。

#### 都市計画マスタープランの役割

##### ①都市の将来像の共有

都市全体や地域別の将来像やまちづくりの目標、方針などを示し、地域住民との共有を図ります。

## ②都市づくりの道しるべ

人口減少社会において、人口維持を図ることを目的とした将来像を実現する手段の一つとして市が定める都市計画についての方向性や方針を示します。

## ③都市計画の総合性・一体性の確保

土地利用・都市施設など個々の都市計画の相互関係を調整し、まちづくりを総合的かつ一体的に進めます。

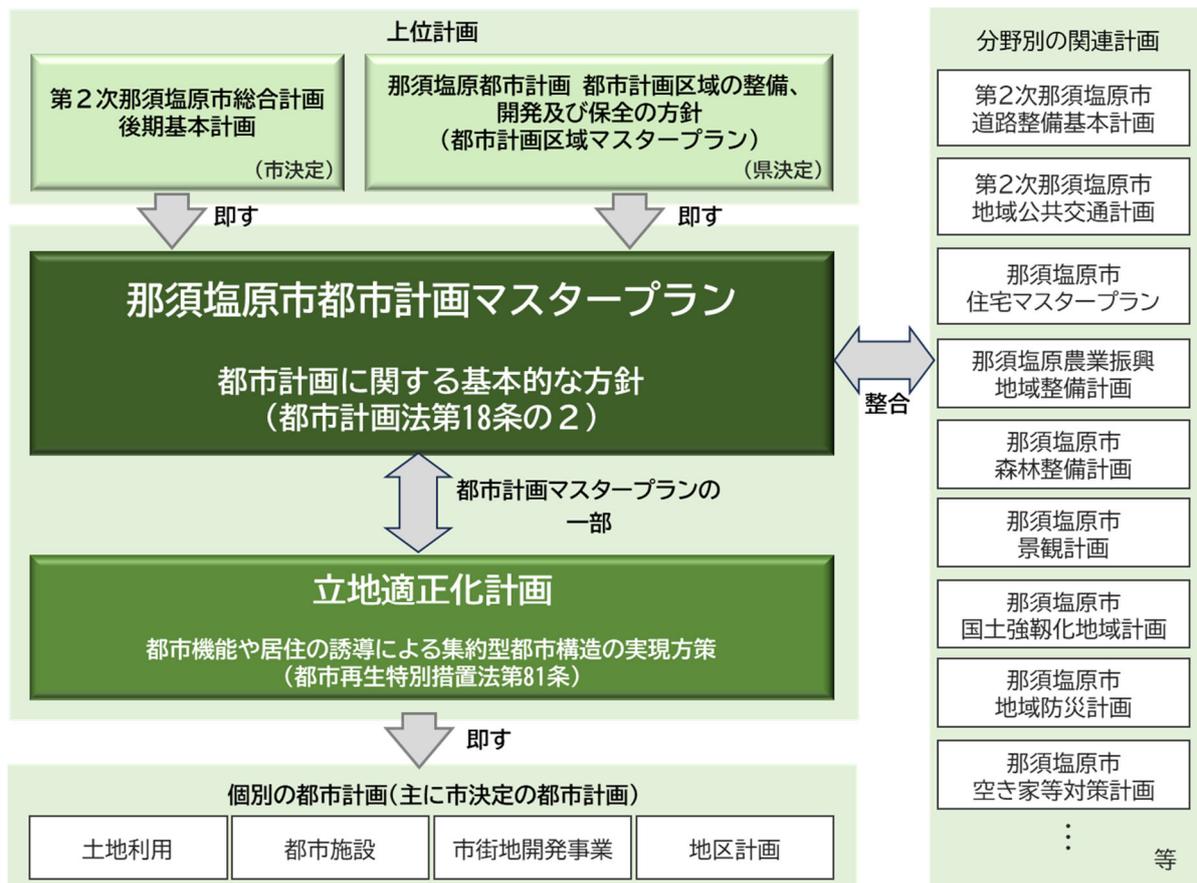
## ④住民の理解による都市計画の決定・実現

都市の課題や方向性について、地域住民の理解を促進し、協働により具体的な都市計画の決定・実現を円滑に進めます。

### (3) 位置付け

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、市町村の総合計画、県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に即して定めることとなっています。

また、平成26(2014)年8月に都市再生特別措置法の改定により制度化された立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされる計画です。



## (4) 目標年次

那須塩原市の都市計画マスタープランの計画基準年次は令和7(2025)年度とし、目標年次はおおむね20年後の令和26(2044)年度とします。

計画基準年次：令和7(2025)年度  
目標年次：令和26(2044)年度

## (5) 構成

那須塩原市都市計画マスタープランは、市全域の「将来都市像」や土地利用等について広い視野から見た「全体構想」と、地域ごとの目標や土地利用等の生活に身近な視点から見た「地域別構想」及びそれらのまちづくりの方針を実現するための「計画の実現に向けて」により構成します。

はじめに	<b>序章 都市計画マスタープランとは</b> …本計画の改定の背景や位置付け、目標年次などを示しています。
現況整理	<b>第1章 那須塩原市の現況</b> …那須塩原市のまちづくりに関する現況について示しています。
将来都市像	<b>第2章 将来都市像</b> …那須塩原市の将来都市像について示しています。
全体構想	<b>第3章 全体構想</b> …まちづくりの分野別(7分野)に、基本的な考え方・方針について示しています。
地域別構想	<b>第4章 地域別構想</b> …7つの地域別に、まちづくりの目標・方針について示しています。
実現化方策	<b>第5章 計画の実現に向けて</b> …まちづくりの実現に向けた取組について示しています。

